

令和3年9月27日

保護者様

習志野市教育委員会
学校教育課長
習志野市立第七中学校
校長 池上 吐夢

令和3年10月1日以降の教育活動について

日頃より本校の教育活動に御理解、御協力いただき感謝申し上げます。

さて、10月1日以降、緊急事態宣言が解除された際の教育活動について、下記のとおり本校の教育活動を実施いたしますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 授業について

対面による通常の授業を行うことを原則とします。

※ 本人または、同居の家族が発熱等の症状がある場合や、新型コロナウイルス感染症への不安等により登校できない場合の出欠席の取扱いは、「欠席」扱いとせず、「出席停止」扱いとなります。

2 給食について

通常の給食の提供とします。

※ 10月以降、給食の停止については、連続5日以上の場合のみ受け付け可能となります。なお、停止を開始する3日前までに学校にお申し出いただく必要があります。

3 その他

緊急事態宣言が9月30日以降も継続となる場合、「1 授業について」は、9月13日から30日までと同様の対応となりますが、「2 給食について」は、上記に記載のとおりとなります。御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。